

(平成25年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和45年5月から48年12月までB社及びA社に継続して勤務していた。

しかし、年金記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、B社及びA社に継続して勤務し（昭和47年7月1日にB社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、C基金における申立人の資格取得日は、社会保険事務所の記録と同じ昭和47年8月1日となっており、社会保険事務所及びC基金の双方が誤って同一の資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格取得日を同年8月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月30日から同年5月1日まで

私は、申立期間を含めA社に継続して勤務していたにもかかわらず、年金記録では申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社が保管する人事記録及び同社からの回答から判断すると、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和45年5月1日にA社B営業所からC社D営業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和45年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が昭和45年5月1日を資格喪失日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主

は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月21日から44年1月21日まで

私は、昭和43年3月から54年3月までA社に継続して勤務していたのに、年金記録では申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年1月21日にA社C出張所からB社D事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

広島（岡山）厚生年金 事案 2798

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和45年12月から平成21年5月までB社及びその関連会社に継続して勤務したのに、年金記録では申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和50年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が誤ってこれを同年3月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主

は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったことが認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額の記録を1万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日

私は申立期間に賞与の支払を受けたが、年金事務所の記録では当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の賞与明細書により、申立人は申立期間に当該事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後である平成24年10月に年金事務所に対して提出したことが確認できる。しかしながら、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与支払届の写しにおいて確認できる当該賞与額から、1万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったことが認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額の記録を2万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日

私は申立期間に賞与の支払を受けたが、年金事務所の記録では当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の賞与明細書により、申立人は申立期間に当該事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後である平成24年10月に年金事務所に対して提出したことが確認できる。しかしながら、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与支払届の写しにおいて確認できる当該賞与額から、2万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったことが認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額の記録を4万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日

私は申立期間に賞与の支払を受けたが、年金事務所の記録では当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の賞与明細書により、申立人は申立期間に当該事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後である平成24年10月に年金事務所に対して提出したことが確認できる。しかしながら、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与支払届の写しにおいて確認できる当該賞与額から、4万1,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったことが認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額の記録を3万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日

私は申立期間に賞与の支払を受けたが、年金事務所の記録では当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の賞与明細書により、申立人は申立期間に当該事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後である平成24年10月に年金事務所に対して提出したことが確認できる。しかしながら、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与支払届の写しにおいて確認できる当該賞与額から、3万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C製造所における資格喪失日に係る記録を昭和57年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和57年6月30日まではA社C製造所に、同年7月1日からは同社D製造所に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和57年7月1日に同社C製造所から同社D製造所に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C製造所における昭和57年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、申立人の厚生年金基金に係る資格喪失届について、当初、資格喪失日を昭和57年6月30日として届け出たものを、同年7月12日付けで、資格喪失日を同年7月1日とする訂正届を提出していることが確認できることから、「訂正届は複写式ではないものの、社会保険事務所にも同様の訂正届を提出し、保険料を納付しているはずである。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない

と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

広島（岡山）厚生年金 事案 2795

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで A 社で働いた。入社後はすぐに、同社の指示で、B 工事に従事した記憶がある。

しかし、年金記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真から、申立人が昭和 62 年頃に B 工事に従事していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は、「申立期間当時の従業員名簿及び履歴書を保存しているが、申立人の氏名及び履歴書は見当たらない。また、勘定元帳を調べた結果、申立期間の一部について、外注工賃を申立人に支出した記録が残っていたことから、申立人に外注工事を依頼していたことは確認できた。外注であり、厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

また、申立人は、申立期間当時の給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間における雇用保険の加入記録も無い。

さらに、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、申請により国民年金保険料の納付を免除されていることが、オンライン記録により確認できる。

加えて、申立期間における A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票について調査したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。